

- 地域の医療機関の状況について情報を共有する
 - 診療状況（外来患者、入院患者の受け入れ）
 - 診療可能日時
 - 薬剤部門の状況

2.7.3 都道府県病院薬剤師会への連絡

- 外部からの薬剤師派遣を要請する場合には、都道府県病院薬剤師会（都道府県病院薬剤師会が被災した場合は日本病院薬剤師会）へ連絡する
- 他の拠点となる医療機関、救護所等への支援が可能な場合には、支援可能な人数、物資等を都道府県病院薬剤師会（都道府県病院薬剤師会が被災した場合は日本病院薬剤師会）へ連絡する

2.8 支援薬剤師、医療チームの受け入れの準備

- 薬剤部門の業務を継続するために、外部からの支援薬剤師を受け入れる場合には、当該薬剤師の概要を把握する（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出勤可能日時・期間等）
- 当該薬剤師に対し、自施設や現地の状況についての情報を提供する（都道府県病院薬剤師会や地域薬剤師会を通じてよい）
- DMAT、JMAT、や医療チームの受け入れに向けた準備を行う
 - 薬剤師を帯同しない医療チームを受け入れる場合には、薬剤部門として積極的に関与し、調剤及び服薬指導等の業務を行う。医療チームが医療救護所の巡回診療を行う場合は、可能な範囲で薬剤師を帯同させる。このために必要となる薬剤師の確保については、都道府県病院薬剤師会及び地域薬剤師会（近隣薬局）へ協力を要請する

2.9 診療継続時の薬剤師業務

- 医師・看護師等へ備蓄医薬品情報を提供する
- （あらかじめ定めた災害時約束処方に基づく）調剤と服薬指導を行う（資料6）
- 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者に連絡し、避難の支援を行う（資料7）
- 人的な余力がある場合は、被災地における医療支援や救護活動を行う（第6章参照）
- 被災地における調剤等に関する厚生労働省通知等の入手方法を確認し、情報収集に努める（資料8）

※資料8は、東日本大震災において厚生労働省等より発出された諸通知である。今後、大災害が発生した際に同様の措置がとられるかどうかは、災害の規模等にもよるため、災害発生時には薬剤師会等を通じて確認する必要がある。

3 災害発生時の対応 －救援活動を行う場合（被災地外の医療機関）－

被災地外の医療機関の薬剤師が被災地における医療支援や救護活動に参加するには、①自らが所属する医療機関から医療チームの一員として参加する、②所属の医療機関長の許可を得て薬剤師会の活動に参加する－の2つの方法がある。

救援活動は、現地の情報を収集し、安全を確保した上で行う。以下に、被災地入りするための準備などを列記した。

3.1 出発前の留意事項

- 救援活動へ参加することについて家族の同意を得る
- 医療機関長の出動許可を得る
- 安全の確保を優先する
 - 警察の設定する警戒区域や消防の設定する活動区域など、十分な安全が確認されていない区域には立ち入らない。また、これら地域に該当しなくても、余震の発生状況など被災地の安全性を確認し、自らの安全が確保できないと判断される時は、被災地での救援活動は慎む
- 救援活動を行う上での留意事項（資料4）を再確認する

3.2 出発前の準備

3.2.1 所属医療機関から医療チームの一員として出動する場合

- 現地（派遣先）に関する情報を収集する
 - 現地の責任者や前任の医療チームと打合せを行う
- 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料3）を準備する
- 医療救護所における処方・調剤の方法について、医師と打ち合わせを行う
 - 震災当初は診療録に記載された処方に基づいて調剤が行われることが多いが、処方箋を用いた処方及び調剤が望ましい
- 医療チームにおける薬剤師の役割及び活動内容について、チーム内で打ち合わせを行う

3.2.2 薬剤師会の活動に参加する場合

- 所属の都道府県病院薬剤師会または都道府県薬剤師会（非会員の場合は住所地の県病または県薬）に問い合わせ、必要事項（氏名、年齢、性別、住所、経歴、出動可能期間、緊急連絡用携帯電話番号等）を登録し、待機する
- 所属の都道府県病院薬剤師会または都道府県薬剤師会より出動要請があった場合は、出動先に関する情報の提供を受けるとともに、その指示に従う

→ 被災地（現地）入りした後の活動については第6章を参照されたい

4 平時の準備・防災対策

医療機関の薬剤部門としては、職員の研修・訓練など、これまでの防災対策に加え、患者に対する薬識の教育や災害発生時に避難支援の必要な患者を把握することも重要である。また、地域の関係機関と連携し、災害発生時の対応を共有することが必要である。

4.1 構造設備の耐震化など（医療機関全体として）

- 増改築時に、建造物の耐震、対火、耐水等の強化を図る
- 大型備品等の固定
 - 薬品庫、薬品棚等の床や壁面への固定を図る（例：錠剤棚、散剤棚、自動分包機、保冷库に転倒防止用金具、突っ張り棒等の耐震用具を取り付けるなど）
- 照明器具等の落下防止策を図る

- 重要書類の保管（損傷、焼失、水損への防止対策）
 - 耐火金庫等へ保管する
 - 半密閉式のスライド書架を利用し、水損に備える
- 患者情報等データのバックアップ
 - 通常使用時のデータ保存とは別のバックアップデータを確保し、震災等で破損しない場所へ保管する
- 冷暗所保管医薬品への対応
 - 停電に備え、冷暗所保管医薬品用の保冷剤を確保する
 - 非常用自家発電装置を設置する
- 爆発性・引火性を持つ危険物質、混触発火を起こしやすい薬品類は、転倒防止設備の整った場所に他の薬品と区別して保管する
- 麻薬及び向精神薬等の盗難防止対策を徹底する
- 消火対策を万全にする（消火器の配備等）

4.2 関係機関との協議

- 災害発生時に連携が必要と考えられる近隣の医療機関や地域の中核的な病院の薬剤部門と、災害発生時の対応について協議を行う
- 地域薬剤師会（近隣薬局）と災害発生時の対応について協議を行う
- 取引医薬品卸と災害発生時の対応について協議を行う（災害時の医薬品供給・配送体制の確認）

4.3 定期的な研修・教育

- 断水、停電に備えた調剤の訓練（資料6）
 - 断水・停電時に調剤を行えるような準備・訓練を行う
- 災害時に拠点となり得る医療機関では、薬局薬剤師の実習研修を実施する
 - 災害時に、近隣薬局等の薬剤師が自施設の薬剤部門を支援する際に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会と連携し、自施設の薬剤部門において実習研修を定期的に行う
- 救急救命手法・技術の習得（資料9）
 - 応急手当、ACLS、上級救命救急、AED使用手技、トリアージ法などについて手技・技術を習得する
- その他
 - 消毒薬を確保し、災害時の取扱いを習得する（資料12）
 - 安定ヨウ素剤（資料13）、放射線障害関係の基礎知識を習得する
 - 防災に関する基礎知識（初期消火の留意事項等）を習得する

4.4 日常業務

- 日常の業務において、患者に「薬識」を持たせるよう努める
 - 患者に対して、災害時に持ち出せるよう、薬剤情報提供文書を医薬品と一緒に保管することを啓発する
 - 慢性疾患患者を中心に、「お薬手帳」等により患者が自ら服薬管理を行うことを推奨する
- 高齢者・障害者等の患者で、災害時に弱者となる在宅患者や個別疾患患者を把握し、災害

時の避難支援に備える（資料7）

- 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者、服薬継続が必要な患者（インスリン、心疾患治療薬、抗 HIV 等）をリスト化する
- 当該患者または家族等に、災害時にどこに連絡すれば対処してもらえるのかを確認する
- 当該患者に対し、医療機関が機能しなくなった場合の対処方法や緊急連絡先をあらかじめ説明しておく

4.5 防災訓練の実施等（医療機関全体として）

- 災害発生時の患者の避難誘導等を含め、防災訓練を年1回程度実施する
- 地域薬剤師会（近隣薬局）との連絡方法を確認する
- 近隣の災害拠点病院を確認する
- 自治体が指定する避難所の場所を確認する

4.6 医療機関全体としての対策

- 大規模な災害発生に備え、他の医療機関と相互支援協定を結ぶ
 - 医薬品や食料など応急物資の援助
 - 医師、看護師、薬剤師等の派遣
 - 患者の搬送
 - 通信手段が途絶した場合は各医療機関の判断で支援活動を開始する
 - 定期的に連絡会議を開く

4.7 災害拠点病院の場合の準備（医療機関全体として）

- DMAT、JMAT や医療チームの受け入れ体制を整備しておく
- 災害時に地域の医療機関を支援するための体制を整備しておく

||| 第 2 章 |||

藥 局

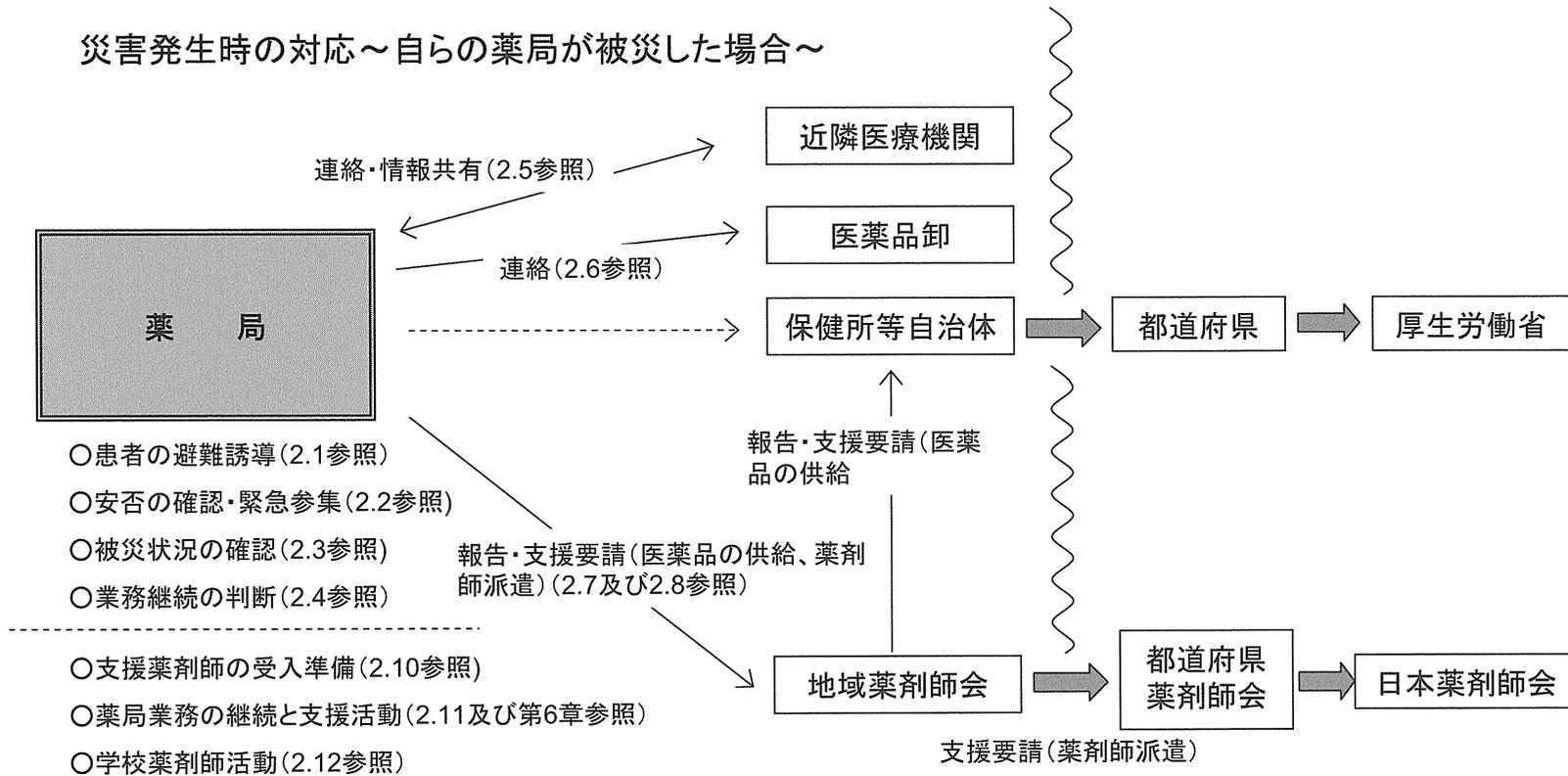
第2章 薬局

主な平時の準備



- 災害時連絡先一覧表の作成(1.1参照)
- 近隣医療機関・薬剤師会との連携(4.2参照)
- 卸との医薬品供給体制の確認(4.2参照)
- 患者教育(薬識をもたせる、災害時の連絡方法)と要支援患者の把握(4.4参照)
- 備蓄医薬品の選定、リスト作成(1.3参照)

災害発生時の対応～自らの薬局が被災した場合～



第2章 薬局

1. 直ちに取り組むべきこと

災害発生後、被災地の薬局には被災者に対する組織的な医薬品の供給、医療救護所での支援活動など、災害時医療救護における多くの役割が求められるが、こうした活動を円滑に行うためには、薬局自身の被災を最小限に止めることが重要であり、地域の薬局はそのための諸施策を平時に講じておく必要がある。

以下に、地域の薬局が平時において直ちに取り組むべき事項を列記する。

1.1 災害時連絡先一覧表の作成など

- 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、従事者に周知する
- 災害時の連絡方法や集合場所、休日・時間外に災害が発生した場合に緊急参集する者を決定するなど、災害時の対応を決めておく
- 薬剤師として出動する場合に備え、震災時の出動許可をあらかじめ薬局開設者より得ておく

1.2 ライフラインの確保

- 通信手段
 - 複数の手段を確保する（衛星携帯電話、固定電話、FAX、インターネット、PHS、携帯電話、中距離通話用簡易無線など）
- 電気
 - 停電時の非常用電源を確保する（非常用自家発電装置（災害時に拠点となる薬局のみ）、蓄電池（バッテリー電源）、各種乾電池の備蓄）
 - メンテナンス会社との復旧工事の優先契約を結ぶ
- 燃料
 - 3日分程度の燃料（ガス、ガソリン、灯油等）を常備する
 - 災害時の燃料の優先確保や復旧について、ガソリンスタンド等と契約する
- 水
 - 飲料水、配水車からの給水の受入れ容器（ポリタンク等）を常備する
- 交通手段
 - 自転車、バイク、自動車等を確保する

1.3 医薬品等の確保

- 医療用医薬品の備蓄・管理
 - 最低限3日分程度の在庫を持つように努める
 - その他、薬剤関連資材についても、同様の備蓄に努める（資料3）
- 一般用医薬品や衛生材料等についても、災害時の地域のニーズに応じるため、十分な量を備蓄するように努める

1.4 防災用品の確保

- 防災用品を常備する（資料1）
 - 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する

2 災害発生時の対応 —自らの薬局が被災した場合—

災害発生後、薬局薬剤師として最も優先すべきは、患者の安全確保と負傷者の救助である。

また、処方せん受取率が全国平均で65%近くになっている今日、地域の医薬品供給体制において薬局の存在は不可欠となっており、地域の薬局が崩壊することは地域の医療提供体制そのものが崩壊することにも繋がりがかねない。東日本大震災では、被災地の薬局に薬を求める被災者が殺到した。

被災地の薬局は、地域薬剤師会を通じて保健所等自治体へ自らの被災状況を報告するとともに、薬剤師の派遣や医薬品の供給について被災地外へ支援要請を行い、業務を継続・再開する社会的役割が期待される。

2.1 患者の避難誘導

- 自薬局内にいる患者の救護（手当て）、安全な場所への避難誘導（自治体が指定する避難場所など）を行う
- 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者に連絡し、避難の支援を行う

2.2 安否の確認など

- 従事者等（従事者、実習生、家族）の安否を確認する
- 道路・交通事情等から、従事者の帰宅や翌日以降の出勤の可否を判断する（薬局内で待機、宿泊した方が安全な場合もある）
- 休日・時間外に震災が発生した場合には、緊急に参集するかどうかを判断し、必要な従事者に連絡する

[緊急参集の対応例]

1. 自宅等で被災した場合は、まずは自身と家族の安全を確保する
2. 緊急参集を行うかどうかは、開設者が判断する
3. 被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、あらかじめ決めておいた緊急参集者の中で移動可能となった者は、原則として全員が緊急参集する

2.3 薬局（店舗）の状況の確認

- ライフライン（通信、電気、水）及び構造設備を確認する
- 燃料（ガス、ガソリン、灯油等）を確認する
- 医薬品の状況（使用可能な医薬品）を確認する
- 調剤機器や器具、その他消耗品（薬包紙、薬袋など）の状況を確認する
- 近隣薬局の業務継続状況（または再開予定）を確認する

2.4 業務継続の判断など

- 出勤可能な従事者や薬局（店舗）の被災状況から、薬局として業務を継続できるかを判断する
- あらかじめ災害時に地域の拠点薬局となることになっていた薬局では、薬局業務を継続するために、薬剤師の派遣や医薬品の供給について外部へ支援を要請するかを検討し、必要な場合は所属の地域薬剤師会（または都道府県薬剤師会）へ連絡する
- 業務継続が不可能な場合には、その旨を連絡し、可能な範囲で、他施設への支援や薬剤師会の行う救援活動への参加協力等を申し出る
- 薬局の業務継続状況（または再開予定）の情報を、患者に広く広報する

- 自薬局を閉鎖する場合は、可能な範囲で他施設への支援や薬剤師会の行う救援活動への参加協力等を行う

薬局の迅速な再開が地域における医療の復旧を促進します。

2.5 近隣医療機関への連絡・連携

- 近隣医療機関の被害状況、診療状況（または再開予定）を確認する
- 薬局の業務継続状況（または再開予定）を報告する
- 人的な余力がある場合には、近隣病院において外部からの薬剤師の派遣を必要としているかを確認し、薬剤師が必要とされている場合には、地域薬剤師会で調整の上、薬剤師を派遣する（被災地の医療機関には患者が殺到するため、“自薬局をあえて閉鎖した上で医療機関薬剤部門の業務継続を優先して支援すべき場合がある”ので、地域薬剤師会または保健所等の要請を受ける）
- 地域の医療事情について情報を共有する

2.6 取引医薬品卸への連絡

- 被災地における医薬品の不足状況はどの程度なのか、医薬品供給ルートはどの程度機能しているのか、自薬局への配送はどの程度の頻度で可能なかなどを確認する（災害拠点病院等を優先する場合もあるため、過度な要求は慎む）

2.7 保健所等自治体への報告

- ※ 薬局から保健所等自治体への報告は地域薬剤師会を経由して行うことを基本とするが、地域薬剤師会が機能しない場合は都道府県薬剤師会がその任務を担う

- 薬局（店舗）の状況
 - 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→原則として地域薬剤師会を経由して自治体へ必ず報告
 - 業務継続状況（または再開予定）→原則として地域薬剤師会を経由して自治体へ必ず報告
 - ライフライン（通信、電気、水）の状況
 - 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物・劇物等の保管状況→自治体からの要請に基づき、被災1週間以降に報告
- 支援要請の有無（医薬品の供給等）
- 地域の医療事情など
 - 近隣医療機関の被害状況、診療状況（または再開予定）
 - 被災地の患者動向や医薬品等の需給状況
 - その他被災地全般の状況（近隣の避難所の状況、交通事情やライフラインの状況など）

2.8 地域薬剤師会への連絡

- 薬局から保健所等自治体へ報告する内容 [2.7] を地域薬剤師会へ報告する
- 自薬局の業務を継続するために外部からの薬剤師派遣を必要としているか
- 薬剤師会が行う救援活動へ参加・協力することや近隣医療機関へ薬剤師を派遣することが

可能かどうか

2.9 都道府県薬剤師会への連絡

- ※ 薬局から都道府県薬剤師会への連絡は、地域薬剤師会を経由して行うこととするが、地域薬剤師会が機能しない場合は都道府県薬剤師会へ直接連絡する

2.10 支援薬剤師の受け入れの準備

- 自薬局で、外部からの支援薬剤師を受け入れる場合には、(地域薬剤師会を通じて)当該薬剤師の概要を把握する(氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出勤可能日時・期間等)
- 当該薬剤師に対し、自薬局や現地の状況についての情報を提供する(地域薬剤師会を通じてもよい)

2.11 薬局業務を継続しながらの被災地における支援活動

- 地域薬剤師会を通じて、可能な範囲で近隣医療機関へ薬剤師を派遣する
- 地域薬剤師会を通じて、可能な範囲で被災地における医療支援や救援活動へ参加・協力する(第6章参照)
- 被災地における調剤等に関する厚生労働省通知等の入手方法を確認し、情報収集に努める(資料8)

※資料8は、東日本大震災において厚生労働省等より発出された諸通知である。今後、大災害が発生した際に同様の措置がとられるかどうかは、災害の規模等にもよるため、災害発生時には薬剤師会等を通じて確認する必要がある。

2.12 学校薬剤師の活動

学校が避難所となった場合、当該施設の学校薬剤師は公衆衛生活動に積極的に参画し、指導的役割を果たすことが望ましい

- 学校薬剤師は、自身が担当している学校(避難所)へ出勤し、避難所における薬剤師会の活動について学校関係者と協議し活動する(学校が避難所になった場合の避難所管理者は、学校側ではなく市町村から派遣される)
- 学校の授業再開に向けた環境衛生検査の実施においても、学校及び行政に協力する

3 災害発生時の対応 —救援活動を行う場合(被災地外の薬局)—

自らが被災せず、救援活動を行う場合には、個人的に被災地へ出勤するのではなく、所属の薬剤師会に問い合わせ、その指示に従うことを原則とする。救援活動は、現地の情報を収集し、安全を確保した上で行う。

被災者を支援したい気持ちはあっても、個々の薬剤師がバラバラに被災地へ出勤した場合には、受け入れ側にかえって負担や迷惑をかけることになりかねない。以下に、被災地入りするための準備などを列記した。

3.1 出発前の留意事項

- 救援活動へ参加することについて家族の同意を得る
- 薬局開設者の許可を得る

- 安全の確保を優先する
 - 警察の設定する警戒区域や消防の設定する活動区域など、十分な安全が確認されていない状況には立ち入らない。また、これら地域に該当しなくても、余震の発生状況など被災地の安全性を確認し、自らの安全が確保できないと判断される時は、被災地での救援活動は慎む
- 救援活動を行う上での留意事項（資料4）を再確認する

3.2 出発前の準備

- 所属の地域薬剤師会を經由して都道府県薬剤師会（非会員の場合は住所地の県薬）へ問い合わせ、必要事項（氏名、年齢、性別、住所、経歴、出勤可能期間、緊急連絡用携帯電話番号等）を登録し、待機する
- 所属の薬剤師会より出勤要請があった場合は、出勤先に関する情報の提供を受けるとともに、その指示に従う

→ 被災地（現地）入りした後の活動については第6章を参照されたい

4 平時の準備・防災対策

以下に、地域の薬局が平時に行うべき事項や防災対策等のポイントを列記する。

4.1 構造設備の耐震化など

- 増改築時に、建造物の耐震、対火、耐水等の強化を図る
- 大型備品等の固定
 - 薬品庫、薬品棚等の床や壁面への固定を図る（例：錠剤棚、散剤棚、自動分包機、保冷库に転倒防止用金具、突っ張り棒等の耐震用具を取り付けるなど）
 - 照明器具等の落下防止策を図る
- 重要書類の保管（損傷、焼失、水損への防止対策）
 - 耐火金庫等へ保管する
 - 半密閉式のスライド書架を利用し、水損に備える
- 患者情報等データのバックアップ
 - 通常使用時のデータ保存とは別のバックアップデータを確保し、震災等で破損しない場所へ保管する
- 冷暗所保管医薬品への対応
 - 停電に備え、冷暗所保管医薬品用の保冷剤を確保する
 - 災害時に拠点となる薬局では、非常用自家発電装置を設置する
- 爆発性・引火性を持つ危険物質、混触発火を起こしやすい薬品類は、転倒防止設備の整った場所に他の薬品と区別して保管する
- 麻薬及び向精神薬等の盗難防止対策を徹底する
- 消火対策を万全にする（消火器の配備等）

4.2 関係機関との協議

- 災害発生時に連携が必要と考えられる近隣の医療機関と、災害発生時の対応について協議を行う
- 取引医薬品卸と災害発生時の対応について協議を行う（災害時の医薬品供給・配送体制の

確認)

4.3 定期的な研修・教育

- 断水、停電に備えた調剤の訓練（資料6）
 - 断水・停電時に調剤を行えるような準備・訓練を行う
- 近隣病院の薬剤部門における実習研修
 - 災害時に近隣医療機関の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において実習研修を定期的に行う
- 救急救命手法・技術の習得（資料9）
 - 応急手当、ACLS、上級救命救急、AED 使用手技、トリアージ法などについて手技・技術を習得する
- その他
 - 消毒薬を確保し、災害時の取扱いを習得する（資料12）
 - 安定ヨウ素剤（資料13）、放射線障害関係の基礎知識を習得する
 - 防災に関する基礎知識（初期消火の留意事項等）を習得する

4.4 日常業務

- 日常の業務において、患者に「薬識」を持たせるよう努める
 - 患者に対して、災害時に持ち出せるよう、薬剤情報提供文書を医薬品と一緒に保管することを啓発する
 - 慢性疾患患者を中心に、「お薬手帳」等により患者が自ら服薬管理を行うことを推奨する
- 高齢者・障害者等の患者で、災害時に弱者となる在宅患者や個別疾患患者を把握し、災害時の避難支援に備える（資料7）
 - 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者、服薬継続が必要な患者（インスリン、心疾患治療薬、抗 HIV 等）をリスト化する
 - 当該患者または家族等に災害時にどこに連絡すれば対処してもらえるのかを確認する
 - 当該患者に対し、医療機関や薬局が機能しなくなった場合の対処方法や緊急連絡先をあらかじめ説明しておく
- 非常時に備え用意しておく医薬品等の啓発・相談等を行う
 - 非常持ち出し品に、常用している医薬品、保険証、お薬手帳（使用している医薬品の名称等を書いた紙）も必ず入れておくことを勧める

4.5 防災訓練の実施等

- 災害発生時の患者の避難誘導等を含め、防災訓練を年1回程度実施する
- 近隣の医療機関との連絡方法を確認する
- 近隣の災害拠点病院を確認する
- 自治体が指定する避難所の場所を確認する

4.6 学校薬剤師としての対策

- ※ 学校が避難所になった場合の避難所管理者は、学校側ではなく市町村から派遣される
- 学校における災害対策マニュアル、避難所運営マニュアルを確認する
- 学校が避難所となった場合の協力体制についての学校側と協議する（災害時には必ず学校

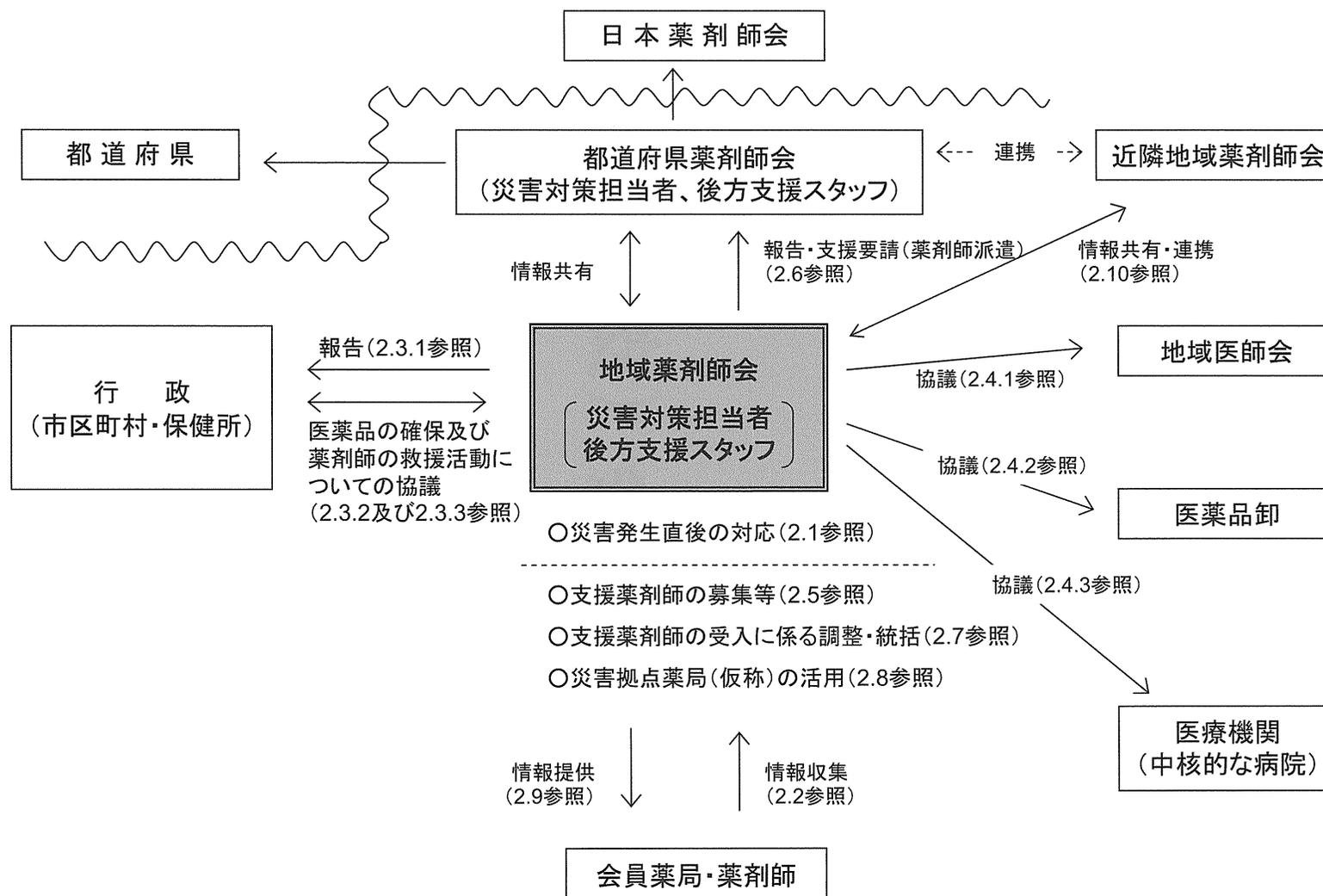
へ出勤する)

- 避難所管理者と学校側の協議に参加し、助言する
- 学校における防災訓練へ参加・協力する
- 放射線及び安定ヨウ素剤に関する正しい知識の普及啓発に努める

第 3 章

地域薬剤師会（支部薬剤師会）

第3章 地域薬剤師会(支部薬剤師会) ～被災した場合～



第3章 地域薬剤師会（支部薬剤師会）

災害発生時には、都道府県や市町村が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、地域薬剤師会（支部薬剤師会）はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

1. 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の地域薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、都道府県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点（本部）との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

1.1 災害時の連絡先一覧表の作成など

- 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する
- 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、ホームページ）を整備する

1.2 通信手段の確保

- 地域薬剤師会において複数の通信手段を確保する
 - 衛星携帯電話、固定電話、FAX、インターネット、PHS、携帯電話、中距離通話用簡易無線など
 - 災害拠点薬局（仮称）等への災害優先電話の配置（都道府県薬剤師会と日本薬剤師会を通じて調整）
- 地域薬剤師会の災害時の緊急連絡先を関係者に周知する
 - 地域薬剤師会の災害時の緊急連絡先（衛生携帯電話の設置場所等）を、行政や都道府県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する

1.3 地域薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。一人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要があります。

1.3.1 災害時の役割分担の決定

- 災害時における各担当者（役員等）の役割分担を決定しておく（[2.1～2.10] 参照）
- 災害時の事務局体制を整備しておく

1.3.2 災害対策担当者等の決定

- 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する（都道府県薬剤師会と協議し、地域薬剤師会に1～2名程度配置する）
- 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情

- 報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす
- 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについても、災害対策担当者が指名するなどし、決定しておくことが望ましい
 - 災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておくことが望ましい
 - 都道府県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する
 - 地域薬剤師会の災害対策担当者とは都道府県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する

1.3.3 情報収集体制の整備

- 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに班組織を設置するなど）

1.4 災害拠点薬局（仮称）の整備など

- 会営薬局、地域の中核的な病院の近隣にある薬局、多数の医療機関から処方箋を応需している薬局等を「災害拠点薬局」（仮称）とし、活用する計画を立てる（都道府県薬剤師会とも協議する）
 - 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする
 - 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する
 - 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料3）を備蓄する
- 自地域外からの支援薬剤師の受け入れを想定した計画を立てる

1.5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

- 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、地域薬剤師会における災害時の対応を決めておく
 - 休日・夜間の場合の対応を検討しておく
 - 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する
 - 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等
 - 災害時の医薬品の集積所、避難所設置予定場所
 - 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する

1.6 防災用品の確保

- 防災用品を常備する（資料1）
 - 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町村が被災地となった場合、地域薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。当該地域薬剤師会は都道府県薬剤師会へ被災状況を報告し、都道府県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

地域薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2.1 災害発生直後

- 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う
- 状況に応じ、参集可能な者はあらかじめ定めた場所に参集する
- あらかじめ定めた各担当者（役員等）の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する（[1.3] 参照）
- あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する

2.2 状況の把握

2.2.1 会員からの情報収集

- 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める
 - 会員等（従事者、実習生、家族）の安否
 - 薬局の被災状況
 - 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況
 - 薬局への支援要請の有無（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
- 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する

2.2.2 その他の情報収集

- 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める
 - 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況
 - 避難所の状況（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（都道府県、市区町村、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
 - 医療救護所の状況（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
 - その他被災地全般の状況（交通事情やライフラインの状況など）

2.3 行政（市区町村・保健所）との連絡・調整

2.3.1 行政（市区町村・保健所）への報告

- 会員から収集した情報を集約し、行政（市区町村、保健所）へ報告する
 - 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告
 - 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告
 - 医薬品の不足状況
 - 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

2.3.2 被災地における医薬品の確保について

- 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルート確保状況を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する
 - 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い（管理・費用支弁）
- 必要な場合には、市区町村・保健所より都道府県へ医薬品供給の要請を行う
- 医薬品集積所の設置場所等を確認する
 - 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）
 - 二次集積所の管理者及び管理状況
 - 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール
- 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する
 - 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要となる

2.3.3 被災地における薬剤師の救援活動について

- 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する
- 必要な場合には、都道府県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う
- 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する
 - 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理
 - 医療救護所、避難所
 - 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（仮称）
 - 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、地域薬剤師会と都道府県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する
- 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、都道府県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる
- 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う
- 地域薬剤師会に対して市区町村より「薬剤師派遣」の要請を受ける
 - 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける
- 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する（〔2.7〕参照）

2.4 関係団体等との連絡・調整

2.4.1 地域医師会

- 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する
- 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する

2.4.2 医薬品卸

- 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルートの状況、復旧の見通し等について協議する
- 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する
- 地域の医療機関の状況について情報を共有する（通常流通の復旧後）
- 通常配送ルートへの切り替えについて協議する

2.4.3 医療機関（中核的な病院）

- 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、地域薬剤師会を中心に人的支援を行う
- 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する

2.5 支援薬剤師の募集及びリストの作成等

- 被災地における薬剤師確保のため、都道府県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う
 - 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として
 - 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため
 - 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（仮称）への派遣のため
 - 被災地の薬局への派遣のため
- 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2.6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

- ※ 都道府県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する
- 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する
- 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う
 - 出動場所及び必要人数を伝える
- 被災地全般の状況について情報を共有する

2.7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2.7.1 薬剤師の出動計画の策定など

- 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する（都道府県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
- 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から都道府県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
- 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す

2.7.2 後方支援スタッフの配置

- 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する
- 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う
- 継続的な対応が必要となるため、都道府県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する